

件名	愛媛県物産観光センター管理条例
主管課	観光交流課
根拠法令等	
<p>【条例の概要】</p> <p>物産観光センターへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲等について定める。</p> <p>1 センターの業務</p> <p>(1) 県物産の調査及び紹介に関すること。</p> <p>(2) 県物産の展示及びあっせんに関すること。</p> <p>(3) 県内の観光及び産業に関し、情報の提供及び収集を行うこと。</p> <p>(4) 県内の観光及び産業に関し、展示を行うこと。</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げるセンターの業務の実施に関すること。</p> <p>(2) 県物産の展示及びあっせんの承諾に関すること。</p> <p>(3) センターの施設の利用の促進に関すること。</p> <p>(4) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。</p> <p>3 開館時間 午前9時から午後6時まで 指定管理者は、知事の承認を得て開館時間を変更できる。</p> <p>4 休館日 水曜日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで 指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は利用できる。 指定管理者は、知事の承認を得て休館日を変更できる。</p> <p>5 出品の承諾 センターに県物産の展示及びあっせんに依頼しようとする者は、指定管理者の承諾が必要</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 管理経費 16,342千円（平成17年度愛媛県当初予算額）</p> <p>2 利用者数 19,036人（平成16年度観光情報ゾーン利用実績）</p> <p>3 管理受託者 社団法人愛媛県観光協会、社団法人愛媛県物産協会</p>	